

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年8月10日
【四半期会計期間】	第121期第1四半期（自平成23年4月1日至平成23年6月30日）
【会社名】	飯野海運株式会社
【英訳名】	IINO KAIUN KAISHA, LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 関根知之 東京都千代田区内幸町二丁目1番1号
【本店の所在の場所】	（上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の最寄りの連絡場所で行っております。）
【電話番号】	-
【事務連絡者氏名】	-
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝公園一丁目7番13号 芝大門フロントビル
【電話番号】	東京（5408）0408
【事務連絡者氏名】	経理グループリーダー 小山聡司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号） 証券会員制法人福岡証券取引所 （福岡市中央区天神二丁目14番2号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第120期 第1四半期連結 累計期間	第121期 第1四半期連結 累計期間	第120期
会計期間	自平成22年4月1日 至平成22年6月30日	自平成23年4月1日 至平成23年6月30日	自平成22年4月1日 至平成23年3月31日
売上高(百万円)	19,899	19,308	74,472
経常利益又は経常損失() (百万円)	639	114	1,059
四半期(当期)純利益(百万円)	296	490	654
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	116	262	1,221
純資産額(百万円)	52,194	52,909	52,871
総資産額(百万円)	176,591	189,375	184,842
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	2.78	4.59	6.13
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	29.2	27.6	28.3

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 第120期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

記載すべき事項はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結累計期間(以下、当第1四半期という)における世界経済は、中国を中心とする新興国の経済成長を背景に、総じて緩やかな回復基調が続きました。一方欧州では、ギリシャの財政破綻は回避されたものの、一部のユーロ圏での財政不安が再燃し、先進国では失業率が依然として高水準で推移するなど、景気の先行き不透明感が続いております。

米国ではガソリン価格の高騰や株価の下落等から個人消費に陰りが見られることや、生産の鈍化、住宅市場の回復の遅れや依然として失業率が高止まりしていることなどから、景気回復の鈍化懸念が強まりました。中国の景気は内需を中心に拡大傾向が続きました。政府の金融引締め策にもかかわらず、固定資産投資は依然として高い伸びを示し、消費者物価上昇率も高水準で推移するなど、政策の舵取りが難しい状況となっております。わが国の景気は、3月11日に起きました東日本大震災の影響により大きく落ち込んでいた生産や個人消費に持ち直しの動きが見られておりますが、円高に加え、原子力発電所事故や電力供給の制約による経済への影響が懸念されるなど、依然として厳しい状況にあります。

このような経営環境の中、当社グループでは、中長期契約を主体とした経営により、既存契約の有利更改、効率的な配船や運航、経費削減に努めた結果、当第1四半期の売上高は193億8百万円(前年同期比3.0%減)、営業利益は4億53百万円(前年同期比59.4%減)、経常損失は1億14百万円(前年同期は経常利益6億39百万円)、四半期純利益は4億90百万円(前年同期比65.5%増)となりました。

各セグメント別の状況は以下の通りです。

外航海運業

当第1四半期の外航海運市況は、原油タンカー及びプロダクトタンカー市況においては、新興国を中心に原油需要は伸びたものの、新造船竣工の供給圧力により、船舶需給は軟化し、市況は総じて弱含みで推移しました。ケミカルタンカー市況については、震災による短期的な荷動きの減少はありましたが、アジア近海以外の航路では運賃市況は比較的安定して推移しました。しかし、6月以降は中国で金融引締め政策に起因する化学製品の国内在庫高が表面化し、欧州では財政問題により海上輸送量が減少したため、運賃市況は全体的に緩やかな軟化基調に転じました。ドライバルクキャリアー市況においては、震災の影響で電力向け専用船が一般市場へ参入したことによる船舶の供給増や、中国向け鉄鉱石輸送の低迷などより、ケーブサイズの市況下落が全船型に波及して、市況が低いレベルでスタートしました。期中価格が上昇する場面も見られましたが、期末にかけては再度軟化しました。

当社グループの外航海運業は、原油タンカー及びプロダクトタンカーにおいては、一部船腹で入渠による稼働の減少もみられましたが、支配船腹のほとんどを中長期契約に継続投入し、安定収益の確保に努めております。ケミカルタンカーにおいては、当社グループ主力の中東からアジア及び欧州向け航路は安定的な輸送を継続しました。またジョイントベンチャーによる大西洋中心の配船も米国あるいは南米からの輸送量を確保し安定した配船を行いました。しかし、前連結会計年度同様に円高による収入減少や燃料油価格高騰によるコストの増加を補うには至りませんでした。このような状況下、当社グループでは、19,000DWT型2隻の船腹調整を実施、既存契約の有利更改と新規数量輸送契約の獲得により、採算性向上に努めました。大型ガスタンカーにおいては、LPGタンカー及びLNGタンカー共に既存長期契約への投入により引き続き安定収益を確保しております。ドライバルクキャリアーにおいては、製紙会社向け木材チップ専用船、電力会社向け石炭専用船や数量輸送契約の安定収益に加え、市況を勘案した用船・配船に努めました。

以上の結果、外航海運業の売上高は159億12百万円(前年同期比3.9%減)、営業利益は2億36百万円(前年同期比73.3%減)となりました。

内航・近海海運業

当第1四半期の内航・近海海運市況は、内航輸送においては、震災の影響を受けた東北地区の家庭・業務用、工業用LPG需要が減少した結果、荷動きは低調でした。石油化学ガスにおいても、震災による操業停止に加え、複数のエチレンセンターが定期修理入りしたため、生産は低調となり荷動きは総じて低迷しました。近海輸送においては、石油製品在庫高から中国向け需要が減少しました。また国内プラントの稼働が低水準で推移する中、各社が国内需要優先の姿勢を強めたため、輸出量が減少し外航の船腹需給は緩和しました。

当社グループの内航・近海海運業は、震災の影響で外部環境は悪化したものの、内航では安定的な専航船輸送に加え、被災地に所在するLPG基地の一部が出荷不能となり輸送が長距離化したこともあり、支配船腹の稼働は好調を維持しました。また近海輸送は引続き船隊の多くを中長期の契約に投入しており、安定収益を確保しました。

以上の結果、内航・近海海運業の売上高は21億89百万円(前年同期比5.2%増)、営業利益は64百万円(前年同期比18.0%減)となりました。

不動産業

当第1四半期の賃貸ビル市況は、震災の影響が懸念されたものの、空室率は低下に転じ、小幅ながら3ヶ月連続の改善となりました。しかしながら、賃料相場は弱含んだままであり、緩やかな下落が続いております。

このような環境の中、当社グループの賃貸ビル事業では、テナントに対して良質なサービスの提供に努め、安定的な稼働を維持しました。また、飯野ビルの建替え工事は平成23年秋の開業を目指して順調に進捗しております。

不動産関連事業では、運営するフォトスタジオにおいてスペースの賃貸だけでなく、各種広告、デザイン制作、レタッチングなど幅広いサービスを顧客に提供しております。当第1四半期におきましては、震災後の景気の落ち込みにより、フォトスタジオの売上が前年同期比で大幅に落ち込みました。

以上の結果、不動産業の売上高は12億11百万円(前年同期比5.2%減)、営業利益は1億53百万円(前年同期比1.3%減)となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期末の総資産残高は前連結会計年度末に比べ45億33百万円増加し、1,893億75百万円となりました。これは主に新造船の竣工により船舶が増加したためです。負債残高は前連結会計年度末に比べ44億95百万円増加し、1,364億66百万円となりました。これは主に長期借入金の増加によるものです。純資産残高は前連結会計年度末に比べ38百万円増加し、529億9百万円となりました。以上の結果、当第1四半期末の自己資本比率は27.6%、1株当たり純資産は490.10円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は、同業種あるいは異業種他社との提携や企業買収が、当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の向上の実現に向けた有力な手段の一つとなり得ると認識しておりますが、そのような他社との提携や企業買収は、当事者同士が納得、合意した上で友好裡に進められてこそ、当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の最大化の実現を図ることができるものであると考えております。また、大規模買付行為(下記3.において定義されます。以下同じです。)を受け入れるかどうかは、当社の経営を誰に委ねるべきかという問題に関連します。最終的には株主の皆様のご判断によるべきものであると考えます。

しかしながら、昨今、わが国においても敵対的な企業買収の動きが活発化してきております。当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させる買収提案が経営者の保身目的で妨げられてはならないことは当然のことであり、また、当社取締役会の同意を得ない買収提案が必ずしも当社の企業価値を損ない株主の皆様の共同の利益を害するものであるとは限らないものの、このような敵対的な企業買収の中には、株主の皆様に対して当該企業買収に関する十分な情報が提供されず株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主の皆様が当該企業買収の条件・方法等について検討し、また当社取締役会が代替案の提示等を行うための十分な時間を確保することができないもの、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められないもの等の当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう企業買収もあり得るものです。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の様々な源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保し又は向上させることを真摯に目指す者でなければならぬと考えております。したがって、上記のような企業買収に該当する行為等の当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、多数の投資家の皆様に中長期的に継続して当社に投資して頂くため、当社の企業価値ひいては株主の皆様
の共同の利益を向上させるための取組みとして、下記 の中期経営計画等による企業価値向上への取組み及び下記
のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づくコーポレート・ガバナンスの充実のための取組み
を実施しております。

中期経営計画等による企業価値向上への取組み

ア. 当社の事業の概要

当社は、外航海運業、内航・近海海運業及び不動産業を事業の柱とし、「安全の確保が社業の基盤」を経営理念の最
初に掲げ、持続的な成長を目指した経営を行っております。外航海運業及び内航・近海海運業においては、国際的な
自由競争のもと、国内外の荷主との良好な関係を基礎とする中長期の契約関係に基づき、安定的な収益構造を築いて
おります。また、不動産業においては、既存物件の収益性の向上及び有利物件の新規獲得による収益の拡大を目指し、
企業としての最大の経営課題である中長期的な企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の最大化に努めておりま
す。

そして、上記のとおり、当社が営む外航海運業、内航・近海海運業及び不動産業において、安全の確保は、事業の発展
基盤であり、当社の企業価値の基礎であるとともに、国内外の地域社会を含む社会全体への貢献の基盤となってい
ますが、これらの事業（3セグメント事業）において安全を確保するためには、中長期的な視点からの安定的な経営が
不可欠です。特に、中長期的な視点からのヒトへの投資と教育が必要不可欠であると考えております。

したがって、経営判断に当たっては、安全の確保・環境保護・法令遵守を判断の基盤におき、常に中長期的な業
績の向上を目指しております。また、大きな収益は見込めないものの当社グループのブランドイメージの向上や社会
全体に貢献する文化的事業については、最終的に当社の企業価値の向上に資するものであれば、今後も取り組んでま
いります。下記イ.の中期経営計画もこれらの方針に基づいて策定されておりますが、その方針は、株主の皆様の共同
の利益の最大化、安定配当体制の継続に資するものと考えております。

イ. 中期経営計画

当社グループは、平成23年4月14日に、従来の中長期経営計画「ISG12」に代えて、新たに3ヵ年の新中期経営計画
「IEG14 (Iino's Evolutionary Growth Plan to 2014)」(平成23年4月～平成26年3月)を策定いたしました。本計
画においては、「成長と進化」をテーマとし、重点課題である3つの柱と基本的な取り組みである5つの土台の構築を
掲げております。

当社グループは、本計画の遂行により、特に外航海運業と内航・近海海運業により構成される海運事業のさらなる
成長を目指した構造改革を行い、海運事業と不動産事業を両輪とした経営の一層の質的強化を図ります。

3つの柱

1. ケミカル船事業の構造改革
2. 不動産事業を含めた安定収益基盤の強化
3. 新興国需要を取り込んだ中小型船の事業展開

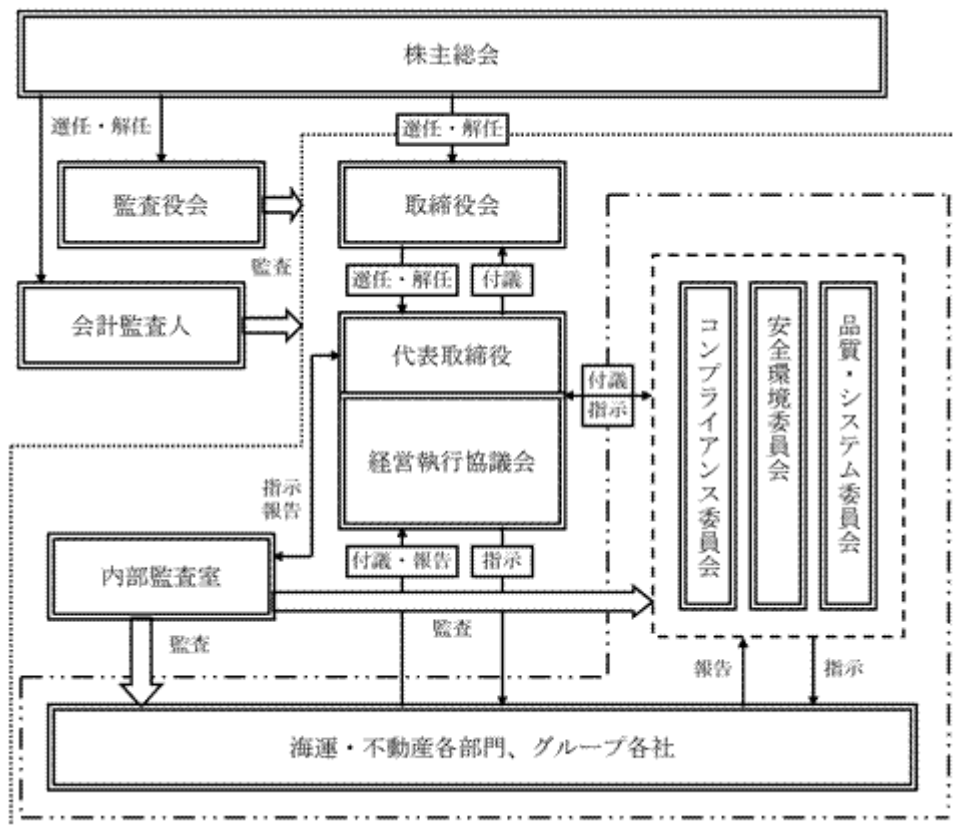
5つの土台

1. 市況変動に対する耐性強化
2. 財務基盤の強化
3. 質的転換
4. 安全の徹底
5. 環境負荷低減への取り組み

コーポレート・ガバナンスの状況

(1) コーポレート・ガバナンス（企業統治）に関する基本的な考え方

当社では、コーポレート・ガバナンス（企業統治）を「企業を構成する様々な主体（ステークホルダー）間の利害を調整し、効率的な企業活動を実現する為の枠組み」と考えております。そのため、取締役会をはじめとする各経営組織における意思決定及び業務の執行については、法の定める趣旨に加えて、株主、従業員及びその他のステークホルダーとの関係に配慮し、常に最良の経営成果をあげられるよう不断の努力を重ねております。



(2) コーポレート・ガバナンス（企業統治）に関する施策の実施状況

< 企業統治の体制 >

当社は、取締役会及び監査役会により、業務執行の監督及び監査を行っております。重要事項の決定及び取締役の業務執行の監督を行うために原則として毎月1回定例取締役会を開催し、また常勤監査役と社外監査役である非常勤監査役で構成される定例監査役会を原則として毎月1回開催するとともに、会計監査人、監査役、代表取締役社長直属の内部監査室が相互に連携して監査にあたる監査体制をとっております。

業務執行に関しては、取締役及び常勤監査役により構成される経営執行協議会を毎週開催し、取締役会に付議又は報告される事項の審議、代表取締役や業務執行取締役の業務執行に関する重要事項の審議、経営に関する意見交換及び情報交換を行っております。

< 内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況 >

当社グループにおきましては業務の適正を図るべく次の通り内部統制システム及びリスク管理体制を構築しております。

- 1) 取締役・使用人の職務の執行に係るコンプライアンスに関しましては「行動憲章」及び「コンプライアンス規程」をコンプライアンス体制の基礎とし、「コンプライアンス委員会規程」に基づき設置された「コンプライアンス委員会」においてコンプライアンスに関する政策立案とその推進を図っております。チーフコンプライアンスオフィサーは内部監査室及び監査役と連携してコンプライアンスに関する業務を指揮し、役員は法令違反等に関する報告義務及び内部警報連絡義務を負っております。
- 2) 当社グループの業務執行に関する船舶・建物における重大な事故・事件等によるリスクにつきましては、「安全環境委員会規程」に基づき設置された「安全環境委員会」において、当社グループの安全及び環境に関する政策立案並びにその推進を行うとともに、予防的措置も含めた対策の徹底・強化を図っております。

- 3) システム及び事務に関するリスクにつきましては、「品質・システム委員会規程」に基づき設置された「品質・システム委員会」において、当社グループのシステム及び事務に関する政策立案並びにその推進を行うとともに、システムダウン等に係る予防的措置も含めた対策の徹底・強化を図っております。
- 4) さらに、不測の事故、特に油濁等の環境汚染や、人命・財産に係る重大な事故・事件が発生した場合等の緊急時においては、「危機管理基本規程」及び「災害対策基本規程」に基づき代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、危機管理に当たります。
- 5) 取締役・使用人の職務の執行に係る情報の保存及び管理につきましては、「文書保存規程」、「文書管理基本方針書」、「文書管理実施規程書」及び「情報セキュリティ基本規程」等の社内諸規程に基づき、管理責任者を定めて適切に保存し管理する体制をとっております。
- 6) 当社グループ全体のリスク管理体制につきましては、グループ各社社長も構成メンバーとする当社グループの横断的組織である「コンプライアンス委員会」、「安全環境委員会」及び「品質・システム委員会」からなる三委員会体制に基づき、当社グループ全体のリスク管理の徹底を図っております。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、平成22年4月30日開催の当社取締役会において、同年6月25日開催の当社第119期定時株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、当社の株券等の大規模買付行為に関する概ね下記の内容の対応方針(以下「本方針」といいます。)を導入することを決定し、また、本方針の導入については上記定時株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決頂いております。なお、本方針の有効期間は、平成25年に開催予定の当社第122期定時株主総会の終結時までです。また、平成23年3月31日現在の当社の大株主の状況につきましては、第120期有価証券報告書の「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (7) 大株主の状況」をご参照下さい。

本方針の内容の詳細については、当社ホームページ(<http://www.iino.co.jp/kaiun/docs/100430-5%20Baisyubouei.pdf>)をご参照下さい。

記

本方針の対象となる行為

本方針は、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社の株券等の買付行為、又は、結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社の株券等の買付行為(いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除きます。このような買付行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行い又は行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。)を対象としております。

大規模買付ルールの設定

大規模買付者に従って頂く大規模買付ルールは次のとおりです。

ア. 大規模買付意向表明書の当社への事前提出

まず、大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社代表取締役社長に対して、本方針に定められた手続(以下「大規模買付ルール」といいます。)に従って大規模買付行為を行う旨の誓約等を記載した大規模買付意向表明書を提出して頂きます。

イ. 大規模買付情報の提供

当社は、大規模買付意向表明書を提出して頂いた日から10営業日(初日不算入)以内に、大規模買付者に対して、提供して頂くべき情報を記載した提供情報リストを発送いたしますので、大規模買付者には、かかる提供情報リストに従って十分な情報を当社代表取締役社長に提供して頂きます。

上記の提供情報リストに従い大規模買付者から提供して頂いた情報では、当該大規模買付行為の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が外部専門家等の助言を得た上で、合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供して頂きます。

また、当社は、大規模買付者から提供された情報が、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために必要且つ十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）として十分であり、大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会において合理的に判断されるときには、速やかに、その旨を大規模買付者に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、その旨を開示いたします。

ウ．取締役会評価期間の設定等

当社は、情報提供完了通知を行った後、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、最長60日間又は90日間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

当社取締役会は、取締役会評価期間中に、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適時且つ適切に株主の皆様に公表いたします。

なお、当社取締役会が取締役会評価期間内に当社取締役会としての意見をとりまとめることができないことにつきやむを得ない事情がある場合には、当社取締役会は、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、当社取締役会から独立した組織である特別委員会に対して、その是非について諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、合理的に必要なと認められる範囲内で取締役会評価期間を最長30日間延長することができるものとします。

大規模買付者は、この取締役会評価期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとします。

大規模買付行為がなされた場合における対応方針

大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行い又は行おうとする場合には、当社取締役会は、特別委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、必要且つ相当な対抗措置を発動することといたします。

これに対して、大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行い又は行おうとする場合には、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置は発動しません。但し、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、当社取締役会は、特別委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、必要且つ相当な対抗措置を発動することがあります。

当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、社外監査役を含む当社監査役全員（但し、事故その他やむを得ない事由により当該取締役会に出席することができない監査役を除きます。）の賛成を得た上で決議することといたします。

なお、所定の場合には、対抗措置の発動に際して、その是非につき株主の皆様のご意思を確認するための株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行って頂くことができるものとします。株主意思確認総会を招集する場合には、当社取締役会は、特別委員会への諮問の手続を経ることなく、株主意思確認総会決議の内容に従って対抗措置の発動の決議をすることができます。

本方針における対抗措置としては、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てその他法令及び当社の定款上認められる手段を想定しております。そして、本新株予約権については、当社の株券等の大量保有者等は非適格者として行使することができない旨の差別的行使条件を定めることを予定しております。また、当社は、上記非適格者以外の株主の皆様が所有する本新株予約権を取得し、これと引替えに本新株予約権1個につき当社の普通株式1株を交付することができる旨の差別的取得条項を定めることを予定しております。

本方針の廃止及び変更

本方針の有効期間の満了前であっても、（ ）当社株主総会において本方針の廃止若しくは変更が決議された場合又は（ ）当社取締役会において本方針の廃止が決議された場合には、本方針はその時点で廃止又は変更されます。また、（ ）平成23年以降毎年の当社定時株主総会の終結直後に開催される当社取締役会において、本方針の継続が決議されなかった場合には、本方針はその時点で廃止されます。

4. 上記2.の取組みについての当社取締役会の判断

当社は、多数の投資家の皆様に中長期的に継続して当社に投資して頂くため、当社の企業価値ひいては株主の皆様
の共同の利益を向上させるための取組みとして、上記2.の取組みを実施しております。これらの取組みの実施を通じ
て、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を向上させ、それを当社株式の価値に適正に反映させていくこ
とにより、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を著しく損なう大規模な買付行為は困難
になるものと考えられ、これらの取組みは、上記1.の基本方針に資するものであると考えております。

したがって、上記2.の取組みは上記1.の基本方針に沿うものであり、株主の皆様共同の利益を損なうもので
はなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

5. 上記3.の取組みについての当社取締役会の判断

上記3.の取組みは、十分な情報の提供と十分な検討等の期間の確保の要請に応じない大規模買付者及び当社の企業
価値ひいては株主の皆様共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行い又は行おうとする大規模買付者に対し
て、対抗措置を発動できることとしています。したがって、上記3.の取組みは、これらの大規模買付者による大規
模買付行為を防止するものであり、上記1.の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の
決定が支配されることを防止するための取組みであります。また、上記3.の取組みは、当社の企業価値ひいては株主
の皆様共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施し
ようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、及びその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を
求めるために導入されるものです。さらに、上記3.の取組みにおいては、株主意思の重視(株主総会決議による導入、
株主意思確認総会の招集及びサンセット条項)、合理的且つ客観的な対抗措置発動要件の設定、特別委員会の設置等
の当社取締役会の恣意的な判断を排し、上記3.の取組みの合理性・公正性を確保するための様々な制度及び手続が
確保されているものであります。

したがって、上記3.の取組みは上記1.の基本方針に沿うものであり、株主の皆様共同の利益を損なうもの
ではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(5) 研究開発活動

記載すべき事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	440,000,000
計	440,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成23年8月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	111,075,980	111,075,980	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部) 福岡証券取引所	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	111,075,980	111,075,980	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成23年4月1日～ 平成23年6月30日	-	111,075	-	13,092	-	6,233

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 4,422,500	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 106,515,000	1,065,150	同上
単元未満株式	普通株式 138,480	-	同上
発行済株式総数	111,075,980	-	-
総株主の議決権	-	1,065,150	-

(注)「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式38株が含まれております。

【自己株式等】

平成23年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
飯野海運株式会社	東京都千代田区内幸町二丁目1番1号	4,422,500	-	4,422,500	3.98
計	-	4,422,500	-	4,422,500	3.98

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間において役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。）及び「海運企業財務諸表準則」（昭和29年運輸省告示第431号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
 【四半期連結損益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
売上高	19,899	19,308
売上原価	17,138	17,273
売上総利益	2,761	2,034
販売費及び一般管理費	1,646	1,581
営業利益	1,115	453
営業外収益		
受取利息	19	21
受取配当金	119	115
為替差益	-	28
持分法による投資利益	46	-
その他営業外収益	86	14
営業外収益合計	271	178
営業外費用		
支払利息	670	642
為替差損	64	-
持分法による投資損失	-	13
その他営業外費用	13	89
営業外費用合計	747	745
経常利益又は経常損失()	639	114
特別利益		
固定資産売却益	9	693
特別利益合計	9	693
特別損失		
投資有価証券売却損	-	6
投資有価証券評価損	273	1
固定資産除却損	0	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	56	-
特別損失合計	328	7
税金等調整前四半期純利益	319	573
法人税等	26	67
少数株主損益調整前四半期純利益	293	505
少数株主利益又は少数株主損失()	3	15
四半期純利益	296	490

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	293	505
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	400	287
繰延ヘッジ損益	203	28
為替換算調整勘定	8	8
持分法適用会社に対する持分相当額	12	7
その他の包括利益合計	178	244
四半期包括利益	116	262
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	53	219
少数株主に係る四半期包括利益	63	43

(2) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年 3月31日)	当第 1 四半期連結会計期間 (平成23年 6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	10,891	9,528
受取手形及び売掛金	5,344	5,385
貯蔵品	2,161	2,542
商品	64	65
販売用不動産	228	228
繰延及び前払費用	1,517	1,411
繰延税金資産	88	89
未収還付法人税等	91	112
その他流動資産	4,563	6,688
貸倒引当金	2	2
流動資産合計	24,945	26,047
固定資産		
有形固定資産		
船舶（純額）	56,012	62,672
建物及び構築物（純額）	11,297	11,198
土地	40,019	40,019
建設仮勘定	35,638	33,062
その他有形固定資産（純額）	176	173
有形固定資産合計	143,142	147,124
無形固定資産		
電話加入権	9	9
その他無形固定資産	755	725
無形固定資産合計	764	734
投資その他の資産		
投資有価証券	14,407	13,880
長期貸付金	148	151
繰延税金資産	253	252
その他長期資産	1,184	1,188
投資その他の資産合計	15,991	15,470
固定資産合計	159,898	163,329
資産合計	184,842	189,375

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	5,528	5,290
1年内償還予定の社債	300	300
短期借入金	20,665	18,235
未払費用	273	274
未払法人税等	717	92
繰延税金負債	85	87
前受金	1,612	1,836
賞与引当金	260	66
その他流動負債	3,358	3,439
流動負債合計	32,798	29,619
固定負債		
社債	500	400
長期借入金	89,395	97,193
退職給付引当金	1,180	1,232
役員退職慰労引当金	61	37
特別修繕引当金	540	553
受入敷金保証金	2,996	3,113
繰延税金負債	1,524	1,410
その他固定負債	2,977	2,909
固定負債合計	99,173	106,847
負債合計	131,971	136,466
純資産の部		
株主資本		
資本金	13,092	13,092
資本剰余金	6,432	6,432
利益剰余金	33,362	33,639
自己株式	2,305	2,305
株主資本合計	50,580	50,857
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	298	11
繰延ヘッジ損益	1,502	1,511
為替換算調整勘定	116	108
その他の包括利益累計額合計	1,685	1,414
少数株主持分	606	639
純資産合計	52,871	52,909
負債純資産合計	184,842	189,375

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

重要な連結の範囲及び持分法適用の範囲の変更はありません。

【会計方針の変更等】

当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)		
(会計方針の変更)		
従来、船舶及び平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)以外の有形固定資産の減価償却方法については定率法を採用していましたが、当第1四半期連結会計期間より将来にわたり定額法へ変更しております。この変更は、不動産業における大型の設備投資(飯野ビル建替え)を契機に、これらの有形固定資産の減価償却方法を検討した結果、保守修繕計画により維持管理され安定的使用が見込まれること、また技術的陳腐化リスクも少なく、資産の経済的便益の消費が平均的に生ずると見込まれることから定額法がより合理的と判断したことによるものであります。		
(会計上の見積りの変更)		
従来、耐用年数は主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっておりましたが、飯野ビルが当連結会計年度に稼動することを契機に、以下の設備について当第1四半期連結会計期間より将来にわたり耐用年数を見直しております。この見直しは、当該有形固定資産の使用状況及び陳腐化リスク等の経済的耐用年数を総合的に考慮して決定されたものであります。		
耐用年数の変更内容	変更前	変更後
鉄骨造の建物(事務所)	38年	50年
昇降機	17年	20年
給排水設備・冷凍機・発電機・高圧機器	15年	20年
これらの結果、従来の方によった場合と比較し、当第1四半期連結累計期間の営業利益は52百万円増加し、経常損失は52百万円減少し、税金等調整前四半期純利益は52百万円増加しております。なお、セグメント情報に与える影響は「セグメント情報等」に記載しております。		

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	
1. 税金費用の計算	税金費用については、当第1四半期連結累計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。 ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、税引前四半期純損益に一時差異等に該当しない重要な差異を加減した上で、法定実効税率を乗じて計算しております。

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間
(自平成23年4月1日
至平成23年6月30日)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)			当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)		
偶発債務			偶発債務		
(1)保証債務			(1)保証債務		
LNG EBISU			LNG EBISU		
Shipping Corporation	設備資金	2,326百万円	Shipping Corporation	設備資金	2,326百万円
Tri-Tiger S.A.	"	1,919百万円	Tri-Tiger S.A.	"	1,894百万円
Jipro Shipping S.A.	"	2,770百万円	Jipro Shipping S.A.	"	4,157百万円
Central Tanker S.A.	"	1,687百万円	Central Tanker S.A.	"	1,675百万円
計		8,703百万円	計		10,053百万円
(2)連帯債務			(2)連帯債務		
他の連帯債務者	連帯債務額の うち他の連帯 債務者負担		他の連帯債務者	連帯債務額の うち他の連帯 債務者負担	
日本郵船(株)	設備資金	2,439百万円	日本郵船(株)	設備資金	1,641百万円
(株)商船三井	"	2,000百万円	(株)商船三井	"	1,346百万円
川崎汽船(株)	"	822百万円	川崎汽船(株)	"	553百万円
計		5,261百万円	計		3,539百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び前第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
減価償却費	2,146百万円	2,083百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	640	6.0	平成22年3月31日	平成22年6月28日	利益剰余金

(2) 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間末後となるもの
該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月28日 定時株主総会	普通株式	213	2.0	平成23年3月31日	平成23年6月29日	利益剰余金

(2) 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間末後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結損 益計算書計上 額(注)2
	外航 海運業	内航・近海 海運業	不動産業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	16,670	1,952	1,277	19,899	-	19,899
セグメント間の内部売上高 又は振替高	119	129	0	9	9	-
計	16,550	2,081	1,277	19,909	9	19,899
セグメント利益	883	78	155	1,115	1	1,115

(注)1. セグメント利益の調整額 1百万円は、セグメント間取引消去であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結損 益計算書計上 額(注)2
	外航 海運業	内航・近海 海運業	不動産業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	16,037	2,060	1,211	19,308	-	19,308
セグメント間の内部売上高 又は振替高	124	129	0	5	5	-
計	15,912	2,189	1,211	19,312	5	19,308
セグメント利益	236	64	153	453	0	453

(注)1. セグメント利益の調整額0百万円は、セグメント間取引消去であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. 減価償却方法の変更及び耐用年数の変更

「会計方針の変更等」に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間

より、減価償却方法の変更及び耐用年数の変更を行っております。

これに伴い、従来の方によった場合と比較し、当第1四半期連結累計期間におけるセグメント利益は、外航海運業で0百万円、内航・近海海運業で0百万円、不動産業で52百万円増加しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	2円78銭	4円59銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	296	490
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	296	490
普通株式の期中平均株式数(千株)	106,659	106,654

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

当第1四半期連結会計期間末日後に、連結子会社にて保有する船舶1隻について売却し引渡しをいたしました。これにより固定資産売却益(特別利益)493百万円を当連結会計年度の第2四半期におきまして計上する予定であります。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年8月10日

飯野海運株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 金塚厚樹 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川瀬洋人 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている飯野海運株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結貸借対照表及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、飯野海運株式会社及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。